

広島県東部こども家庭センター一時保護所第三者評価の概要

1. 評価機関等

評価機関名	特定非営利活動法人 あいおらいと 〒689-0331 鳥取県鳥取市気高町浜村 342 番地
業務名	広島県 東部こども家庭センター 一時保護所第三者評価業務
履行場所	福山市瀬戸山町山北 291-1 定員 東部こども家庭センター 一時保護所 定員 16名
履行期間	令和元年12月12日から令和2年3月31日
実施日	・評価説明会 令和元年12月24日 ・訪問調査 令和2年2月27日28日 ・結果説明会 令和2年3月18日

2. 評価日程

1日目 2月27日(月) 9:00~18:00	
9:00~9:10	評価日程の確認など
9:10~12:00	自己評価項目についての聞き取り
12:00~13:00	昼食 子どもと一緒に食事 書類点検など
13:00~13:45	2名(1名約15分) 新人(2~3年)及びベテラン職員(聞き取り職員を除く)
13:45~16:00	自己評価項目についての聞き取り
16:00~17:00	評価者すりあわせ 評価内容等の確認
17:00~18:00	引き継ぎ、申し送りへの参加
2日目 28日(火) 8:30~12:00	
8:30~9:00	引き継ぎ、申し送りへの参加
9:00~11:00	自己評価項目についての聞き取り 記録等の閲覧
11:00~11:30	評価者すりあわせ 評価内容等の確認
11:30~12:00	意見交換、今後の流れの確認 評価説明会日程など

3. 一時保護所概要

[職員]	
正 職	一時保護課長ほか 8名
非常勤	一時保護指導員（日勤） 2名 （休日、夜間） 複数名 心理療法士 1名 学習指導員 1名
[施設の概要]	
<p>福山市近郊の住宅地、商業施設に囲まれた密集地に児童相談所と併設する。児童相談所の事務所とはわずか数メートルの距離に併設され、玄関、右に事務所、男子棟があり、左にはリビングルーム兼食堂及び女子の居室がある。建物は増設されているものの全体的に手狭であり、数年後に現在の駐車場に移転新築が計画される予定。</p>	

4. 一時保護所第三者評価項目

「一時保護所ガイドライン」と一体となったものであり5部構成、64評価項目

	内 容	評価項目数
第Ⅰ部	子ども本位の養育・支援	14 項目
第Ⅱ部	一時保護の環境及び体制整備	15 項目
第Ⅲ部	一時保護所の運営	25 項目
第Ⅳ部	一時保護所における子どもへのケア・アセスメント	6 項目
第Ⅴ部	一時保護の開始及び解除手続き	4 項目

5. 判断基準

- ・判断基準の評価は○、△、スペースで評価します。
- ・各評価項目は「判断基準」の評価結果を踏まえ、以下の4段階にて評価を行います。

評価ランク	評価基準
S	優れた取組みが実施されている 他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態
a	適切に実施されている よりよい一時保護の水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
b	やや適切さにかける 「a」に向けた取組みの余地がある状態
c	適切ではない、または実施されていない 「b」以上の取組みとなることを期待する状態